



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	教師の勤務時間の現状に関する研究動向：中学校における部活動による勤務負担に注目して(fulltext)
Author(s)	重盛, 啓仁; 村山, 拓
Citation	東京学芸大学紀要. 総合教育科学系, 68(2): 145-154
Issue Date	2017-02-28
URL	http://hdl.handle.net/2309/146976
Publisher	東京学芸大学学術情報委員会
Rights	

教師の勤務時間の現状に関する研究動向

—— 中学校における部活動による勤務負担に注目して ——

重 盛 啓 仁*¹・村 山 拓*²

特別ニーズ教育分野

(2016年9月13日受理)

はじめに

2014年11月に中央教育審議会初等中等教育分科会で、第1回の「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」が開催され、教員が一人で多くの仕事をこなすのではなく、学校組織がチームとして取り組むことで一人一人の負担を減らしていく「チーム学校」の検討がはじめられた(文部科学省チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会, 2014)。スクールカウンセラーはもちろん、スクールソーシャルワーカーや部活動の外部指導者といった学校外部の専門家が新たに学校に入ることで、これまでの学校組織とは変わった「開かれた学校」の姿が期待されている。これまでの教員は担任として、一人で授業を行い、一人で学級経営を行っていき「ソロ・アプローチ」が一般的であった。しかし、いじめや不登校だけではなく、障害を持つ児童生徒に特別支援教育を行っていく必要性もでてきた現在、「ソロ・アプローチ」では児童生徒の多様なニーズに対応することが厳しくなったと考えられている。そこで、あらたに「チーム学校」として、担任一人ではなく、学校全体で多様なニーズに対応していく「チーム・アプローチ」が注目されている。しかし、「チーム・アプローチ」のためにはまず、教員の勤務の実態を整理し、教員が何を求めているのか、教員のニーズを把握する必要があるのではないか。そこで本稿では教員の勤務時間に注目することにした。

本稿でとった研究方法として国立情報学研究所論文検索サイト「CiNii」で「教員 勤務」、「教員指導環

境調査」、「教員 部活動」、「教員 多忙」といったキーワードでの検討する論文を抽出した。その結果を中心に教員の勤務に関する先行研究等を取り上げて、教員の勤務に関する研究動向を整理する。

1. 教員の勤務をめぐる法的問題の経緯

青木ら(2014)によれば、教師の勤務時間の問題は遡ると戦後すぐの時から存在している。1952年には「教師側から勤務負担過重の声が起り、労働基準法その他の関係諸法令が整備されるに従って、その声も一段と高まってきた」(文部省, 1952) ことにより、同年に文部省は小学校教員1500人を対象とした教員勤務負担量調査を実施した(青木ら, 2014)。その結果、教員の一日当たりの平均勤務時間は11.30時間で労働基準法第32条②「使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない」ことを踏まえると3時間以上の超過勤務があることを明らかにした(青木ら, 2014)。さらに文部省は1958年に教職員勤務量調査を実施し、小・中学校の週当たりの平均勤務時間は法定48時間を超える58時間に及ぶことを明らかにしている。1966年にも教員勤務状況調査は実施され、教員の一日当たりの超過勤務は平均1時間48分であるとまとめられている(浦野, 2009)。

60年代後半になると超過勤務手当の支払いを求めて、教職員団体が各地で訴訟を起こす(静岡県高等学校教職員組合による「時間外手当請求訴訟」, 1969)など、教員の勤務時間に関する動きに対して世論も理

*1 東京学芸大学大学院 教育学研究科

*2 東京学芸大学 特別支援科学講座 特別ニーズ教育分野 (184-8501 小金井市貫井北町 4-1-1)

解を示していた(青木ら, 2014)。毎年の給与改定の結果, 1948年からの官吏俸給令による教員給与の優位性(一般公務員より1割程度上乗せしたもの)は失われ, しだいに超過勤務手当の支払いを求める声が高まっていく(青木ら, 2014)。

こうした中で, 1971年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以降, 「給特法」とする)が成立され, 教員の時間外勤務について新たな法制度が整備された。当時の立法者意思として, 国会では以下の内容が示された。

- ①教育職員の時間外勤務問題を, 時間外勤務を少なくする方向で解決し, 教育職員の待遇を改善するために「給特法」を制定すること。
- ②そのため, 時間外勤務を命令することが出来る場合を4項目に限定し, 原則として教員には時間外勤務をさせないこと。
- ③給特法によって, 教員に無定量で長時間の時間外勤務が発生することはありえないこと。

しかし, 教育職員に無定量, 長時間の時間外勤務を是正するという目的は達成されず, かえって, 立法当時危惧された無定量, 長時間の時間外勤務が拡大しており, 教員が勤務時間内ですべての業務を処理することは現実的に困難な状況となっている(押田, 2009)。

②について4項目とは①生徒の実習に関する業務, ②学校行事に関する業務, ③教職員会議に関する業務, ④非常災害等やむを得ない場合に必要業務である。しかし, 法学者の多くはこの4項目が法律との整合性がないとしている(岡田, 2010)。給特法上, 限定4項目に限られるとはいえ残業時間数の上限が定められておらず, 無定量の労働義務が課せられているという点で労働時間制と相いれないという重大な欠陥がある(萬井, 2009)。加えて, 広瀬(2013)は4項目に当てはまらない時間外勤務は教員の自主的判断のもとづく勤労とみなされているボランティアであると指摘している。給特法の成立によってこれまでと同様に労働基準法第32条「使用者は, 労働者に, 休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて, 労働させてはならない。②使用者は, 一週間の各日については, 労働者に, 休憩時間を除き一日について八時間を超えて, 労働させてはならない」ことが適用されるが, 給特法第10条の適用により, 労働基準法の適用除外を定めた地方公務員法58条3項の除外範囲を拡大して, 労働基準法第37条が適用除外されることとなった(山口, 2005)。この除外されることになった第37条とは「使用者が, 第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し, 又は休日に労働させ

た場合においては, その時間又はその日の労働については, 通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし, 当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては, その超えた時間の労働については, 通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない」という内容であり, 教員が残業や時間外勤務を行ってもその分の残業代は支払われないことになった。また, 給特法第5条の規定により, 超過勤務手当や休日給の支給は行われないこととなった。つまり, 教員の職務と勤務態様の特殊性に基づいた結果, 給料の4%に当たる教職調整額を支給することとなった(文部科学省「教職調整額の経緯等について」)。なお, これは当時の教員勤務状況調査によって明らかになった, 1週間当たり小学校平均1時間20分, 中学校2時間30分, 平均1時間48分の超過勤務時間に基づいている。

これまで2006年に行われた教員勤務実態調査, 2013年に行われたTALIS2013(教員指導国際環境調査)などによると, 教員の勤務時間は当時とは状況が異なっているにも関わらず, 新たに現在の勤務時間から4%という教職調整額を計算することはなく, 給特法成立当時のままである。このように教員の勤務時間についての問題は戦後間もないころから存在するものであり, 本稿で今一度これまでの先行研究などを整理することで, これから教員の勤務時間についてどのような取り組みが求められるかを考察していく。

2. 教員の勤務の実態について

ここでは, 教員の勤務時間をめぐる法的課題から教員の勤務の実態や課題を整理する。

まず, 公立学校の教員は地方公務員であることから, 勤務時間の割り振りによって, 正規の勤務時間(月曜から金曜までが勤務日であり, 勤務日の勤務時間数は8時間, 週当たり40時間, 勤務日における休憩時間は45分で休息時間は15分)が定められている(北神, 2007)。その割り振りの内容とは,

- ①勤務を要する日を定めること
- ②勤務日における勤務時間を定めること
- ③勤務日における勤務時間の終始時刻を定めること
- ④勤務日における休憩・休息時間を配置することが含まれる(北神, 2007)。

しかし, 教員の勤務実態は, 勤務日における恒常的

な時間外勤務にあるだけでなく、休憩・休息時間の有名無実化、年次有給休暇の未取得、土曜日・日曜日における部活動指導や補修等に伴う勤務という状況にある（北神，2007）。こうした実態は労働条件として非常に劣悪であり、教員の心身の不調につながっているという深刻な問題を生んでいる。萬井（2009）もこうした割り振りによる勤務時間を異例であると指摘している。給特法に関連してみると、担当する科目、役職によって、また同一人物でも時季によって、残業の有無や時間数はまったく異なるにもかかわらず、「教職調整額」は教師全員に一律に、残業してもしなくても支払われる点で、労働時間制や残業手当の趣旨から外れた特異な制度であるとされる（萬井，2009）。

岡田（2010）の調査では、17名の教員を対象にし、時間外勤務を勤務開始前と勤務終了後、持ち帰り仕事の3つに分類している。それぞれ勤務時間前には平均171分、勤務時間後には平均347分、持ち帰り仕事は平均279分であった。つまり1日当たりでは勤務前24分、勤務後50分、持ち帰り31分の時間外勤務を行っていることがわかった。休日の平均31分の持ち帰り仕事を合わせると、1ヵ月で合計41.4時間の勤務をしたことになる。さらに岡田の調査では、休日の部活動の時間は含まれていないため、実際の勤務時間はさらに増加すると想定される。学校の労働基準法上の休憩時間は午後4時から4時45分までであるが、この時間には部活、委員会活動、会議等があり、またこの時間に休憩をとると、結果的に帰宅時間がその分遅くなってしまうため、教員は自主的に休憩時間を返上しなければならない状況となっている。このような時間外勤務が発生する原因として、岡田（2010）は昭和41年文部省調査と比較して事務処理の増加に注目し、観点別の評価システムが大きく影響していると考察している。生徒をテストだけではない多面的な観点で評価するシステムのため、子どもとの会話よりも採点などの時間に追われていることが多い。担任は教科全てにおいて生徒全員のノートに毎日コメントを書き、評価を細かく行う。結局平日に終わらなかったことは休日に行うしかなくなるわけである。また、特に中学校教員は部活動指導で、土日に長時間勤務するケースも多い。部活動によっては土日の2日間、朝7時から、夕方6時まで、ずっと競技場で審判をしながら生徒の指導を行う。このような大会や練習会は月数回程度あるという。

次に、高野（2013）の調査を取り上げる。調査対象のA市では、1ヶ月あたり小学校で約35時間、中学校は約50時間の時間外勤務が、持ち帰り時間も含め

るとさらに小学校は約50時間、中学校では約60時間もの時間外勤務があった。さらに、その中でも月100時間以上勤務をした教員は2012年9月時点で小学校15人（1.7%）、中学校では62人（11.1%）いることが判明している。A市での時間外勤務の内容としては、小学校では採点等が26.3%、校務分掌が26.3%、授業の準備等が23.7%で大半を占めていた。児童の教育活動に直接かかわる業務が勤務時間内に終わっていない、保証されていないという様子が見て取れる。一方、中学校では部活動等が34.5%、校務分掌が23.6%、授業の準備等が14.5%で大部分を占めている。教科担任制のため、授業の準備等は授業の空きコマなどの時間に行うことが出来るため、小学校に比べて少ないが、平日だけではなく、休日の勤務も多い部活動等の業務が多い。部活動によっては役員や審判を務めなければならないが、地方公務員災害補償基金ではあくまで公務を部活動指導・引率に定めているため、こうした業務は公務ではないためその業務中に何かあってもそれは公務災害にはあてはまらない（愛高教部活動問題検討委員会，2011）、としている状況である。

労働安全衛生法では事業者は労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない。他にも厚生労働省の「脳・心臓疾患の労災認定—『過労死』と労災認定—」（2010）によると（ウ）過重負荷の有無の判断の「(2) 発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断すること」とあり、これらの教員は業務から脳や心臓に関する病気にかかったり、最悪の場合は過労死に至る場合もある状況にあるといえる。実際にA市では過去9年間で精神疾患による病休者・退職者は2005年度には8件だったのに対して、2013年度ではその倍の16件になるなど増加傾向をたどっている。もちろん、これらが全て時間外勤務が原因である訳ではないが、その原因の一端となっていることは容易に推測できる（注1）。

3. 2006年度調査の再検討

本章では、2006年に文部科学省のワーキンググループが実施した「教員勤務実態調査」をもとに、教員の勤務の実態について整理する。当時調査担当をしていた小川（2008）は、調査の再分析を行っていく中で教

科担任制である中学校教員と学級担任制である小学校教員では、同じ教員の超過勤務であっても、その内容・勤務実態には違いがみられることに注目している。特に中学校教員の場合には学校での残業だけではなく、自宅での残業も同じくらいのものとなっていることの原因として、部活動の存在が大きいと指摘している。

文部科学省のワーキンググループとは、公立学校の教職員の給与の在り方について専門的な調査審議を行うために、中教審初等中等教育文科会内に設置された「教職員給与の在り方に関するワーキンググループ」である(広瀬, 2013)。構造改革の一環として教職員の優遇策の見直しが提起されたが、その見直しをするためにまずは教員の勤務実態を明らかにするための調査を実施した。調査によると、一日当たりの教員の平均残業時間は小学校では約1時間40分、中学校では約2時間10分であった。中央教育審議会はこの結果を受けて、2007年に「今後の教員給与の在り方について(答申)」で「その上で職務内容を分析すると、子どもの指導に直接かかわる業務以外の、学校経営、会議・打合せ、事務・報告書作成等の学校の運営にかかわる業務や保護者・PTA対応、地域対応等の外部対応といった業務に多くの時間が割かれている」と述べており、「事前に割り振られているはずの休憩・休息時間が、子どもたちへの指導等があるため、結果として十分に取れていない現状がある」と指摘している。調査結果では、実際に小学校教諭・中学校教諭の休憩・休息時間は一日当たり10分程度であった。

教員の勤務時間については都道府県の条例で定めることとなっているが、具体的にはどのようなものだろうか。東京都では教員の一週間の勤務時間について、1995年の「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」では「職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について38時間45分とする」(第3条)と定められており、「教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、一日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする」(第4条)となっている。休憩時間については「教育委員会は、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、継続して一昼夜にわたる場合は1時間30分以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中で置かなければならない」(第7条)となっているが、先にも述べているように実際には休憩を取っている教員はほとんどいない(広瀬, 2013)。

4. TALIS2013の調査の検討

TALIS2013年調査は前期中等教育課程の学校で授業を含む指導を行う教員及び校長の職務環境に関する国際的調査である。各国の教師がどのような専門性開発のニーズを抱えているのか、またそうした専門性開発を促し、教師が職業を継続する上で重要な自己効力感・職務満足感を高める環境とはどのようなものかを調査分析するため、2008年に第1回目のTALIS2008年調査が実施されたが、これには日本は不参加であった。TALIS2013年調査での日本の調査対象となる教員集団は平成22年度の文部科学省『学校基本調査報告書』に基づき、中学校、中等教育学校に所属する教員289,125人で、このうち教員3,484人、校長192人が調査を受けた。質問紙調査は約60分ほどで行われ、学校実施率96%、教員実施率99%の回答を得ることができ、国際ガイドラインの基準を上回るものであった。

TALIS2013年調査に新たに追加された質問項目は、主に以下の4つの領域に大別できる(斎藤, 2013)。

- ① 教員養成および現職研修の内容および成果(問11, 12, 14, 19, 22, 25)
- ② 教員の勤務環境及び勤務内容(問15, 16, 17)
- ③ 教師としての自己効力感、職務満足感(問13, 34, 46)
- ④ 対象学級、勤務校の状況(問35, 36, 40, 43, 44)

また資料3から、TALIS2008から削除された質問項目は、以下の3領域に大別できる。

- ① 受けた職能開発の日数
- ② 教員評価とフィードバック、学校運営に対する意見
- ③ 対象学級の状況(問35, 37, 39, 40)

これらのことから、TALIS2013は、TALIS2008の調査項目に比べ、教員の専門性開発、勤務環境や教師としての自己効力感により大きな関心を寄せているといえる(斎藤, 2014)。

調査結果を見てみると、日本の中学校教員の1週間当たりの仕事時間は参加国平均の38.3時間を15.6時間上回る53.9時間であった。しかし、指導に使った時間は参加国平均の19.3時間を下回る17.7時間であり、保護者との連絡や連携に使った時間も参加国平均の1.6時間を下回る1.3時間であった。一方で一般的事務業務(教員として行う連絡事務、書類作成その他の事務業務を含む)に使った時間は参加国平均2.9時間を大きく上回る5.5時間、課外活動の指導(部活動等)に

使った時間も参加国平均2.1時間を上回る7.7時間であった。以上の結果から、日本の教員は他の参加国に比べて一般的事務業務や部活動指導といった業務が多いため、その結果として児童生徒や保護者と向き合う時間が取れていない、という状況が読み取れる。特に部活動は他の多くの国々が地域クラブ・部活動の両方で青少年スポーツが行われている「学校・地域両方型」であるのに対して、日本は学校の部活動が青少年スポーツの中心となっている「学校中心型」である（中澤、2016）ことから、日本は国際的に見ても珍しいという。また、一般的事務業務に関連して学校規模にも注目したい。参加国平均では教員一人当たりの生徒数が12.4人であるのに対して、日本では一人当たり20.3人となっており、一人で多くの生徒をみなければならぬ。1学級当たりの生徒数でみても、参加国平均24.1人を上回り、1学級当たり31.2人であった。その分の成績評価や事務業務なども増加することもその原因の一つとして考えられる。

5. 教員の部活動勤務について

これまで高野（2013）、TALIS2013年調査でも言及されたが、中学校教員にとって部活動指導の時間は勤務時間の中でも比重の大きいものであり、教員の時間外勤務の原因の一つであることは間違いないだろう。そこで教員の部活動勤務に注目していくつか先行研究を取り上げて整理したい。

先にも述べたが、そもそもなぜ日本では教師は顧問として部活動を指導するのか。中澤（2016）の調査では、部活動は戦後民主主義の1つの象徴的存在であり、政策的にも象徴的にも、教師が部活動に関わることが促されていた。この頃はまだ部活動には一部の教師が部分的に関わる時代であった。その後、1970年代には一部のエリート選手だけではなく、多くの一般生徒にも平等に活動機会を与えるために教師のかかわりも増大していった。1980年代には教師は学校の荒れや非行生徒の校内暴力を防止するための生徒指導として部活動へのかかわりを大きくしていったのである。こうして、教師が部活動に関わることは当たり前で普通のことのように感じられる（中澤、2016）までになった。

中澤（2016）は平成14年度から平成19年度までの6年間、公立ヒガシ中学校でフィールドワークを行っている。調査結果では12人の顧問教師のうち、部活動に対して肯定的に捉えているのはわずか3人だけであり、ほとんどの教師が部活動指導を負担と感じてい

た。吹奏楽部顧問のコクブ教諭はほぼすべての活動に関与しながらも、「個人的には（活動を）減らしたい」と負担感を感じており、部活動顧問をやらなければならない状況にあるといえる。このように消極的に部活動に関わる教師が完全に離れない理由を中澤（2016）は3つを指摘している。

1つ目に部活動を通じた教師—生徒関係が教育実践に有効であるという考えがあるからである。2つ目は教師—教師関係による、校長や一部の積極的な教師による説得などがあったからである。3つ目は学校全体の学校教育目標や校務分掌、人事評価などがあるからである。ヒガシ中の学校教育目標の1つとして「部活動の支援体制の確立」が学校要覧に掲げられており、その実現に向けて、校務分掌上に「部活動指導」が設けられている。年度末の自己評価書では部活動についても書き記したり、他校への移動人事に部活動を持ててどうかを考慮されたりする慣例がある（中澤、2016）。部活動に負担感や困難さを感じながらもこうした環境ゆえに教員は部活動に関わり続けている。

松丸（2016）は地方公務員の平成21年度から25年度までの5年間における脳・心臓疾患の過労死（救命も含む）の認定件数50件のうち27件が教職員であったと指摘している。また、平成25年度学校教員統計調査によるこの年度の学校教員在職死亡数は、小・中・高あわせて504名に及んでいる（文部科学省「学校教員統計調査」、2013）。松丸（2016）は2006年に文科省が実施した教員勤務実態調査について、現在の教師の超過勤務時間は給特法成立当時の調査によって判明している超過勤務時間（中学校では1週間2時間30分）の10倍近くの過労死ラインに達していると指摘している。しかも、この残業時間のうちには、教師は昼の休憩時間を実態としてとれていないことは考慮に含まれていない（松丸、2016）。地方公務員災害補償基金の認定基準が定める発症前1ヵ月を超える「週当たり平均20時間程度以上の連続」を上まわる時間外勤務を、教師、とりわけ運動部の顧問は日常的に行っており、これが先に述べた過労死・在職死亡数にも関連している可能性がある。松丸（2016）はこうした長時間勤務が原因で精神疾患をはじめとする心の健康への影響も指摘している。

また、「平成25年度学校教員統計調査」によると、幼稚園218名、小学校356名、中学校227名、高等学校124名合わせて925名もの教員が精神疾患を理由として離職している。給特法の超勤4項目に部活動は含まれておらず、部活動顧問としての指導の多くは正規の勤務時間外においてなされており、違法不払い業務

と言える実態の下でなされている(松丸, 2016)。

大橋ら(2016)も生徒が学校でいきいきと学び、安心した生活を過ごせるようにすることを学校の責務とし、それを保障するためには教員の時間的なゆとりが必要である、と述べている。2013年に愛知県名古屋市立中学校生徒のいじめが原因の転落死があり、担任教員も自殺生徒の相談に乗らなかったとして記事にも取り上げられた問題があるが、大橋ら(2016)は当時の担任教員の勤務に注目している。翌年の事件のあったA中学校では施錠時刻は4月、5月、7月、2月は0時を過ぎており、その他も22時を過ぎる月がほとんどであった。その中でも部活動を持っている者は20時までには退校できているのに対して、部活動を持っている教員はほとんど20時以降、深夜まで残業している。その中でも特にスポーツ系部活動顧問は1月当たりの勤務時間外在校時間が100時間越え、多い教員だと200時間超えている者もいる状況である。このように部活動の指導をはじめとした長時間労働が日常化しているA中学校の教員に生徒と向き合う時間、いじめの相談に乗る時間的・心身的余裕があったかどうかは疑問が残る。

6. おわりに

これまでも教員の多忙さ、「ブラック部活動」などと学校教員の勤務については何度も注目されてきた(広瀬 2013, 大橋・中村 2016, 松丸 2016など)。2014年「学校運動部活動指導者の実態に対する調査」によると、運動部活動の指導者について、担当強化が保健体育以外であり、担当している部活動の競技経験もない教員は中学校で45.9%と実に半数近くである。こうした現状は現在どのように変わりつつあるのか。中央教育審議会は「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(2015)で今後、部活動を更に充実していくという観点から、教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる新たな職員(部活動指導員(仮称))の在り方について検討している。部活動を学校外部の指導員に任せる取り組みはいくつかの自治体で進められている。名古屋市では2004年から「顧問派遣事業」を始め、指導者のいない部活動が廃止されないように努めていた(初等中等教育分科会, 2013)。市教育委員会の担当者は「生徒指導が必要な急な事案にも教諭が部活を気にせず対応できたり、教材研究に時間を当てたりできるようになった」と話している(朝日新聞, 2015)。非常勤職員として「外部顧問」を雇い、2015年には

市立中学校のおよそ半分以上の学校に学生や実業団経験者ら96名が派遣された。大阪市でも2015年から市立中学校8校を対象として、スポーツ事業会社などに部活動の指導を民間委託するモデル事業を始めた(読売新聞, 2016)。東京都でも世田谷区など一部の地域で競技経験のある顧問が異動でなくなった場合などに地域の人に「部活動支援員」として指導の補助に入ってもらおう(読売新聞, 2015年10月15日)。市内中学校の卓球部顧問は「卓球の経験がなく、指導に悩んでいた。今は別の形で生徒のために時間を使える」と話しており、教員の部活動負担感の軽減につながっていることがわかる。

2015年末には関東、中部、九州の30～36歳の公立中学校教員ら6名がSNSなどを通じて「部活問題対策プロジェクト」を立ち上げた(部活問題プロジェクト, 2015)。このプロジェクトでは教師だけではなく、強制入部させられる生徒や部活動への不安を感じる保護者にも言及されており、既に同年3月と8月に文部科学省に署名の提出を行っている。大橋ら(2016)は「中学校の運動部活動を正常化するための提言(試案)」を発表し、提言1:教員の法定の勤務条件、勤務時間の厳守、提言2:教員の勤務時間の関係および部活動の実技指導の専門性を確保する必要から教員は部活動の実技指導を行えないことを確認する、提言3:部活動の実技指導は外部の指導者が行う、提言4:部活動の活動日数を制限する、提言5:中学校単位の全国大会の廃止、提言6:部活動の全員加入制の廃止、などの提言を行っている。部活動は生徒が心身ともに成長するための課外活動であるが、やりたくない、よくわからないと感じながら指導する教員のもとではたしてそのような成長は望めるのだろうか。もちろん、すべて学校外部の人間に任せることは学校教員が顧問となるよりも必ずしも適している、優れているわけではない。しかし、大阪市や世田谷区のような取り組みが今後増えていくことで、教師は部活動の時間を減らすことが出来、その時間を学校で生徒と向き合う時間にすることが出来るのではないだろうか。

特に近年は学級内でのいじめや発達障害などをはじめとした特別な支援を要する児童生徒の様子の小さな変化に気付くことが学校現場に求められている。児童生徒が安心して学習・成長することのできる環境を学校・教員で作っていくためにも、教員は時間的なゆとりを持つべきであろう。教員の多くも、中学、高校さらには大学時代に部活動に参加し、従来の形態(教員が顧問として連日指導すること)に疑問を感じずに当たり前だと思いつつ、部活動で生徒を指導することを教員

の生きがいだと感じているものもある（大橋ら，2016）が，教員の勤務負担が重いことも事実である。部活動は教育課程外の教育活動であることからして，正規の勤務時間を越えた長時間勤務を前提とする部活動顧問就任について強制することなく，教師に自由選択を認めることも大切である（松丸，2016）。今回は部活動について一つの例を挙げたが，他にも教員の勤務は数多くある。神林（2015b）も述べているが，教員の負担を軽減していく形として期待されている「チーム学校」が1つの手がかりとなるのではないか。

注

注1）平成15年に兵庫県尼崎市立A小学校に勤務していた当時45歳の女性教員Xが勤務時間中に市内の病院に緊急搬送され，くも膜下出血を発症した。原告Xはこのことについて，地方公務員災害補償基金兵庫県支部長に対し，公務災害認定の請求を行った。しかし，同支部長は公務外認定処分としたのに対して，地方公務員災害補償基金兵庫県支部審査会に審査請求を行ったが同審査請求を棄却する旨の裁決がされた。平成21年7月13日付けで，地方公務員災害補償基金審査会は再審査請求を棄却する旨を決定しているが，発症前約1ヶ月のXは時間外勤務時間が1ヶ月当たり153.25時間，週当たりだと30.65時間にも及んでいた（執筆者表記なし『季刊教育法』第179巻より）。

引用・参考文献

安藤知子（2014）「OECD国際教員指導環境調査（TALIS）から読み解くべきこと」，教職研修43（2），72-75
 青木純一，堀内正志（2014）「教員の多忙化をめぐる経緯と教員勤務実態調査に関する一考察—学校における効果的な多忙化対策の基本的論点を探る—」，日本女子体育大学紀要44，17-26
 朝日新聞 2015年12月22日 朝刊「部活の外部指導者を職員に」
 新谷康子（2012）「教員の多忙と労働の特質：観察調査を通じて」公教育システム研究11，1-36
 浜田博文（2014）「『OECD国際教員指導環境調査』から見える日本の教育の実態と課題」，教職展望60（9），46-50
 樋口修資（2013）「教育政策からみた教員の勤務時間管理の在り方の改善について」，明星大学研究紀要—教育学部3，1-15
 広瀬隆雄（2013）「教育改革と教員の多忙化問題」，桜美林論考，心理・教育学研究41，41-59

井上文夫・山内雄貴・山本祥子・森孝宏・浅井千恵子（2014）「小学校教員の過去の部活動経験とストレス対処能力との関連」，京都教育大学紀要124，101-110
 入澤充・櫻田淳也（2012）「スポーツ基本法が示す「体育・スポーツ指導者」のあり方 第1回 体育教員・スポーツ場活動指導者の教育責任と法的責任」，季刊教育法172，62-67
 神林寿幸（2015a）「周辺の職務への従事が日本の教員の多忙に与える影響の再検討—TALIS2013年調査の国際比較を通じて—」，東北大学大学院教育学研究科研究年報63（2），23-43
 神林寿幸（2015b）「教員の業務負担に着目した生徒指導・特別活動—過去の実態調査の懸念分析—」，東北大学大学院教育学研究科研究年報64（1），229-245
 北神正行（2007）「教員の勤務時間の適正化・弾力化」教職研修，60-63
 小松茂美（2016）「学校現場の変化と部活動マニュアルの作成—「学校運営と運動部活動」の作成と自らの教員経験—」，松本大学研究紀要14，61-72
 松丸正（2016）「運動部顧問の教師，長時間勤務での過労死」，季刊教育法189，30-35
 宮地茂監修・文部省教員給与研究会編著（1971）『教育職員の給与と特別措置法解説，第一法規
 中澤篤史（2016）「顧問教師の戦後と現在—なぜ教師は部活動にかかわるのか—」季刊教育法179，47-53
 岡田一秀（2010）「教員の多忙化と時間外勤務についての調査研究」，学校メンタルヘルス13（1），59-62
 小川正人（2008）「教員の勤務実態と教員給与の行方 上」，月刊高校教育41（12），5-10
 小川正人（2008）「教員の勤務実態と教員給与の行方 下」，月刊高校教育41（13），5-9
 大橋基博・中村茂善（2016）「教員の長時間労働に拍車をかける部活動顧問制度」，季刊教育法189，36-46
 押田貴久（2009）「教員の時間外勤務と安全配慮義務について—損害賠償等請求事件—」，月刊高校教育42（2）72-77
 斎藤里美（2014）「OECD国際教員指導環境調査からみる教師教育研究の課題—TALIS2013の調査結果を中心に—」，東洋大学文学部紀要 教育学科編40，51-60
 榊達雄（2001）「教員の教育の自由と時間外勤務」教育行政研究10，127-132
 高野泉（2013）「地方都市における公立小中学校の教員の勤務実態について」，季刊教育法179，34-39
 浦野東洋一（2009）「教員の勤務時間に関する一考察—京都地裁 [平16年（ワ）第145号] 平20.4.23判決について—」，帝京大学文学部教育学科紀要34，1-9
 白杵健太郎（2016）「国際的にみる日本の教員の勤務実態—

- 2013年OECD国際教員指導環境調査(TALIS)から一],
 京都大学生涯教育フィールド研究4(15), 97-105
- 山口亨(2005)「教員による時間外勤務手当の請求一限定四項目に該当しない時間外勤務に対する時間外勤務手当請求権の有無一」月刊高校教育38(5), 90-93
- 安井茂善(2015)「第4次一括法」と教育行政一県費負担教員の勤務条件を中心として一, プール学院大学研究紀要56, 291-303
- 読売新聞 2015年10月15日 朝刊 「部活動 外部コーチに委託」
- 萬井隆令(2009)「なぜ公立学校教員に残業手当がつかないのか」, 日本労働研究雑誌51(4), 50-53
- 執筆者表記なし(2013)「公立小学校教員の疾病が, 持ち帰り残業等を含む過重労働に起因する公務災害だと認められたケース」, 季刊教育法179, 4-5
- (平成28年9月2日最終アクセス)
- 厚生労働省(2001): 脳・心臓疾患の認定基準の改正について
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0112/h1212-1.html>
 (平成28年8月29日最終アクセス)
- 文部科学省(2013): 平成25年度学校教員統計調査
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/1268573.htm (平成28年9月2日最終アクセス)
- 文部科学省(2007): 今後の教員給与の在り方について(答申)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07062816.htm (平成28年9月2日最終アクセス)
- 文部科学省: 教職調整額の経緯等について
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/031/siry0/07012219/007.htm (平成28年8月29日最終アクセス)
- 文部科学省(2014): チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会(第1回)議事録
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/052/siry0/1368967.htm (平成28年9月2日最終アクセス)
- 東京都(1995): 学校職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する条例 http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1011959001.html#top
 (平成28年8月29日最終アクセス)
- 中央教育審議会(2015): 初等中等教育文科会チーム学校作業部会 資料1
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/052/siry0/_icsFiles/afiedfile/2015/06/09/1358479_01.pdf
 (平成28年9月2日最終アクセス)

ウェブサイト等

- 愛高教部活動問題検討委員会(2008): 部活動~7つの提言~
<http://www.aikoukyo.com/download/?m=dl&id=20141029-105840-54504aa3e20ce> (平成28年9月2日最終アクセス)
- 部活問題対策プロジェクト(2015):
<http://www.geocities.jp/bukatumondai/report1.html>
 (平成28年8月29日最終アクセス)
- 総務省法令データベース: 労働基準法(1947)
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO049.html>

教師の勤務時間の現状に関する研究動向

—— 中学校における部活動による勤務負担に注目して ——

Issues on the Working Situation of Teachers:

Focusing on the Burden Share for the Club Activities in Junior High Schools

重 盛 啓 仁^{*1}・村 山 拓^{*2}

Keito SHIGEMORI and Taku MURAYAMA

特別ニーズ教育分野

Abstract

In this paper, researches and surveys about the teachers' working situation are reviewed. We focused on the burden share of junior high school teachers. In Japan, the issue around the working situation of teachers has arisen traditionally, but its legal limitation and interpretation has not submitted the strong solution for the agenda. In the international survey of TALIS 2013, it was revealed that Japanese teachers have longer time for the duty hours, but it also suggested that Japanese teachers don't have frequent opportunity to contact with their students in spite of their longer working hours.

In addition, school-based extracurricular activities (club activities) has been pointed out as a cause of their increasing burden share in schools. In the junior high school the club activities was to be released with school curriculum properly under the current national curriculum, so teachers doubling with the advisor of club activities are working as an "voluntary advisors" for the club, including holidays. This is a structural problem around the club activities in Japanese secondary schools.

In the consideration of the policy project "schools as teams", some practical trial for implementing the coaches for the club activities from outside of the schools had been advanced, as well as the school counsellors, the school social workers, and so on. These are expected for the "opened schools" project and for overcoming the solo approaches of teachers which each teachers work for the lessons, class management, consultation for students, and advisory management for the club activities in an solo style.

Keywords: teacher, working situation, club activities, junior high schools

Department of Special Needs Education, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan

要旨: 本稿では、教師の勤務状況に関する研究と調査の動向を概観した。とりわけ、中学校の部活動に関する負担に注目して先行研究を検討している。わが国では、教師の勤務状況や勤務負担については以前から議論されてきたが、これまでの議論は解決の方途を十分には見いだせずになっている。国際的な教員の勤務や意識の

*1 Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

*2 Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

調査である TALIS2013の結果で、日本の中学校教師は勤務時間が相対的に長い割に、生徒と直接かかわる機会を十分には確保できていないと感じていることが明らかになっている。

国内の研究では、日本の中学校における部活動による教員の勤務負担が指摘されている。部活動は厳密な意味では、教育課程の範囲の外にあるため、部活動の顧問や指導をする教師は、実質的には「ボランティアとしてのアドバイザー」として、その役割を果たすことになる。休日の活動も同様である。これは日本の中学校における部活動の構造的な問題といえる。昨今の教育政策の一つである「チームとしての学校」についての検討をめぐって、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーなどに加えて、部活動に外部の指導者を導入しようとする試みが進められている。これらの取り組みは「開かれた学校」への取り組みとの関連でも、教師の「ソロ・アプローチ」を克服する方法として注目する意味がある。

キーワード: 教師, 勤務状況, 部活動, 中学校